平成２７年（フ）第３１１１号
堺市美原区小寺750―１
破産者　トーコー建築株式会社
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４４号
大阪市北区豊崎３丁目８番５号
破産者　有限会社ノア企画
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５９号
大阪府吹田市春日１丁目７―22―102
破産者　株式会社トライ・エスイー
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７２号
大阪市中央区瓦町４丁目５番３号
破産者　宇部輸送株式会社
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５１３号
札幌市東区北十二条東17丁目１番18号
破産者　株式会社フロンティア・トランス
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３号
大阪府河内長野市菊水町３―８
破産者　有限会社ワークアント
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
岩手県八幡平市松尾寄木第12地割１番地25
破産者　株式会社丸勘商店
１　決定年月日　平成27年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０５号
群馬県前橋市三俣町１丁目19番地９
破産者　株式会社ドリーム・ウッディハウス
１　決定年月日　平成27年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４３０号
横浜市神奈川区山内町１番地の１
破産者　有限会社丸喜井上水産
１　決定年月日　平成27年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１５号
静岡県三島市松本226番地の２
破産者　有限会社駿河モデル製作所
１　決定年月日　平成27年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
岡山市北区宿本町９番17号サンシャインリブ201
破産者　重永　幸明
１　決定年月日　平成27年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３号
広島市西区草津南３丁目７番７―101号
破産者　有限会社ライフ住宅設備機器
１　決定年月日　平成27年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１１号
千葉県船橋市新高根１丁目８番５号
破産者　山中　　正
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７３１号
千葉県八千代市ゆりのき台８丁目６番地３
破産者　駒田　政美
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
千葉市中央区祐光１丁目21番４号
破産者　川原由美子
１　決定年月日　平成27年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目２番１号　あさのコーポラス104号
破産者　秋葉　周一
１　決定年月日　平成27年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９９号
千葉市中央区大森町171番地　ガーデンプレイス大森203号
破産者　大山　徹裕
１　決定年月日　平成27年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５７号
千葉県白井市七次台１丁目22番10号
破産者　久保田耕造
１　決定年月日　平成27年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１０号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目３番地５　ＭＩＮＴハイツ佐貫202号室、開始決定時の住所千葉県市原市五井東２丁目３番地８　グランジュール五井Ⅱ102
破産者　飯村奈々美
１　決定年月日　平成27年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５７号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免452番地
破産者　西九州合成株式会社
１　決定年月日　平成27年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７７２号
さいたま市北区宮原町４丁目134番４号
破産者　株式会社恒吉建築事務所
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５８号
千葉県浦安市猫実２丁目10番25号　ジュネッタ16（105）
破産者　馬場　　寛
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係